ラグネプロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和８年３月６日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	72	266から270まで	（新設）	（新設）	（新設）

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示の一部改正）

第五条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示（令和八年厚生労働省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和八年六月一日」を「令和八年五月二十日」に改める。

附　則

この告示は、令和八年五月二十日から適用する。

○海上保安庁告示第十七号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十九日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示

（港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部改正）

第一条　港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二　仕向港での進路を示す記号

(1)～(3)　(略)

港名	仕向港での進路	進路を示す記号
(略)	(略)	(略)
京浜東京区	(略) 大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。 (略)	(略) ○ (略)
(略)	(略)	(略)
四日市	(略) ＴＡＮＩＳＥＩ桟橋に向かって航行する。 (略)	(略) A (略)
(略)	(略)	(略)

改正前

別表第二　仕向港での進路を示す記号

(1)～(3)　(略)

港名	仕向港での進路	進路を示す記号
(略)	(略)	(略)
京浜東京区	(略) ＪＥＲＡ大井火力発電所桟橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。 (略)	(略) ○ (略)
(略)	(略)	(略)
四日市	(略) 谷口石油精製桟橋に向かって航行する。 (略)	(略) A (略)
(略)	(略)	(略)